

新 旧 対 照 表  
新 旧

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項の規定に基づく学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置等）

第2条 高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、その所管する学校ごと（法第47条の5第1項ただし書に規定する場合にあっては、2以上の学校ごと）に協議会を置くように努めるものとする。

2 略

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、法第47条の5第2項第1号に規定する対象学校（以下「対象学校」という。）の校長の意見を聴くものとする。

4 略

（基本的な方針の承認等）

第8条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）～（5） 略

2 対象学校の校長は、毎年度、法第47条の5第4項に規定する基

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6第1項の規定に基づく学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置等）

第2条 高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、その所管する学校ごと（法第47条の6第1項ただし書に規定する場合にあっては、2以上の学校ごと）に協議会を置くように努めるものとする。

2 略

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、法第47条の6第2項第1号に規定する対象学校（以下「対象学校」という。）の校長の意見を聴くものとする。

4 略

（基本的な方針の承認等）

第8条 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）～（5） 略

2 対象学校の校長は、毎年度、法第47条の6第4項に規定する基

本的な方針を作成し、協議会の承認を得て、学校運営を行うものとする。

(意見の聴取)

第9条 協議会は、法第47条の5第6項又は第7項の規定に基づき教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(協議会が意見を述べることができる事項)

第10条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、学校運営に関する基本的な方針の実現に資する事項(特定の個人に関する事項を除く。)とする。

本的な方針を作成し、協議会の承認を得て、学校運営を行うものとする。

(意見の聴取)

第9条 協議会は、法第47条の6第6項又は第7項の規定に基づき教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(協議会が意見を述べることができる事項)

第10条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、学校運営に関する基本的な方針の実現に資する事項(特定の個人に関する事項を除く。)とする。